

# 介護保険のサービスを受けられる方

## 65歳以上の方

寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態（要介護状態）になったときや、家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、介護保険のサービスを受けられます。

## 40歳以上65歳未満の方

加齢にともなう特定の病気（※特定疾病）によって介護や日常生活の支援が必要になったとき、介護保険のサービスを受けられます。

### ※特定疾病の一覧

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| ①がん(医師が一般に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの) | ⑨脊柱管狭窄症                     |
| ②関節リウマチ  | ⑩早老症                        |
| ③筋萎縮性側索硬化症                                       | ⑪多系統萎縮症                     |
| ④後縦靭帯骨化症   | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症   |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症                                       | ⑬脳血管疾患                      |
| ⑥初老期における認知症                                      | ⑭閉塞性動脈硬化症                   |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)       | ⑮慢性閉塞性肺疾患                   |
| ⑧脊髄小脳変性症   | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

## 介護保険で福祉用具貸与・購入・住宅改修を利用するには

福祉用具  
貸与・購入・住宅改修の希望者

申請

市町村

### 《要介護認定》

心身の状態を確認するための認定調査や保健・医療・福祉の専門家による介護認定審査会などによって介護度を認定します。

非該当

全額自己負担となります

要支援  
1

要支援  
2

要介護  
1

要介護  
2

要介護  
3

要介護  
4

要介護  
5

介護保険における福祉用具貸与・購入・住宅改修が利用できます。  
(貸与に関しては、介護度により借りられないものがあります。)  
※詳しくは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所にご相談ください。